

【稲毛区の諸問題】

・草野水路周辺地域の避難のあり方

（質問）

本年7月3日の避難勧告発令時に現地に駆け付けたが、ゲリラ豪雨や濁流の音が大きい
ため、避難勧告のサイレンや行政防災無線の音が住民に聞こえていないことが判明した。

市のホームページの防災サイトには、検見川や都川等の「河川」の水位情報は逐一掲載
されているが、3年連続で避難勧告が発令されている草野水路の水位の情報については掲載
されていない。

本年9月には栃木県鬼怒川の災害もあり、水位の情報は市民の関心も高く、防災情報と
して重要であることから、市で計測している草野水路の水位の情報を、「河川」でなくても、
市のホームページに掲載すべきではないか。

（答弁）

「当該地域は過去に相当な被害があり、避難勧告等の発令基準もあることから、インタ
ーネットなどを活用し、広く情報提供するために、今後、表示方法やシステム改修につい
て前向きに検討してまいります。」

・木造住宅密集市街地への取り組み

（質問）

狭あい道路（4メートル未満の狭い道路）が多い住宅密集市街地では、消防車による消
火活動が遅れるのではないかと不安が住民の間で強いため、自主防災組織が行う初期消
火活動で、地域内の排水栓を使用できるようにすべきである。

排水栓の使用に関する県水道局との協議はどのようになっているか。

（答弁）

「本年中に排水栓を使用した初期消火活動が実施できるよう進めております。」

★ これらの答弁や現状を踏まえ、住宅密集市街地の安全・安心のためには、
基幹道路の大がかりな拡幅整備が困難な状況であればこそ、以下のよう
な地道な取り組みが重要であると考え、各事業の推進を求めました。

① 狭あい道路の拡幅助成事業を推進させる

（地元自治会が進める「私道整備」を促進する必要があります）

② 災害対策を地域の特徴に合った方法で個別に整備する

③ ②が縦割り行政に陥らないように「まちづくりアドバイザー」を派遣し、総合的な観点から支援する

アドバイザー	水害対策	水位データの情報表示（前向きに検討） かさ上げ工事（本年9月に完了）
	火災対策	排水栓の消火使用（本年中に実施予定）
	地震対策	狭あい道路拡幅（稲毛区内実績8件、225メートル） 耐震診断（同3件）・改修（同2件）の一部補助

【18歳選挙権】

・選挙啓発①（選挙違反防止）

（質問）

18歳以上に選挙権が与えられるようになる今回の公職選挙法等の一部改正では、例外なく少年法が適用される未成年有権者といえども、成人と同じ扱いとなる刑事手続きの対象となるような選挙違反のケースを想定しているのではないかと懸念されています。

（答弁）

「選挙運動の総括主宰者や候補者の親族等が、買収や利害誘導罪などの連座制の対象となる罪を犯し、選挙の公正の確保に重大な影響を及ぼした場合などが想定されています。」

※ 少年法は「甘い」というイメージをもたれやすいのですが、刑事手続きになれば、家庭裁判所での非公開の審判とは異なり、地方裁判所での公開裁判になり、いわゆる前科となる可能性があるなど厳しい側面もあり、千葉市の青少年の選挙違反防止のために、正しい情報を周知するよう求めました。

・選挙啓発②（投票促進）

（質問）

高校生による選挙事務従事（投票所でのアルバイト）は、高齢者や障がい者も含め、投票行動を地道に重ね、民主主義を支えてきた市民である「年長者」の姿に、これから有権者になる高校生が直接接することのできる（投票促進の）最良の啓発機会となっている。

したがって、18歳から投票が可能になると見込まれる来年の参議院選挙から、高校生による選挙事務従事を大幅に増員していただきたい。

本年4月の統一地方選挙での実績は約32万円の支出であり、ひっ迫した啓発費では増額は困難な状況であるが、人材派遣592名に対して支払った委託料約1000万円（平成25年）の一部を充当すれば財源確保も可能になる。

（答弁）

「実務体験としても好評であり、（中略）来年7月の参議院選挙では、（中略）募集枠を増やすなど、人数を増やしていきたい」「また、人材派遣等の代わりに高校生を活用することについては、（中略）前向きに検討して参ります。」

・選挙啓発③（主権者教育）

（質問）

教員の指導や教材の中立性や妥当性が問題になっており、また玉石混交の情報が氾濫しているネット時代だからこそ、市立高校では選挙公報と各政党のマニフェストの配布や教材としての活用を、先進的に取り組んでいただきたい。

根拠法令や経費について、選挙管理委員会（公職選挙法）と教育委員会（教育基本法）のそれぞれの立場から答弁願いたい。

（答弁）

「選挙公報の高校3年生への配布についてですが、公職選挙法上も問題なく、また、経費的にも選挙公報の備置き分の一部を活用することで、対応可能と考えております。

次に各政党のマニフェストの配布についてですが、公職選挙法上、（中略）学校でとりまとめて配布することは（中略）難しいものと考えております。」（選挙管理委員会）

「教育基本法においては、政治的教養の尊重と、学校における政治的中立性の確保が定められています。

今後、国から、高校における政治的教養に関する教育の充実、政治活動や政治的中立に関する留意点が通知されることから、市立高校での選挙公報の配布や、政党マニフェストの学習教材としての活用については、その内容を踏まえて適切に対応して参ります。」（教育委員会）

※以上の答弁を踏まえ、桜井なりの理解で以下のとおり現状を整理しました。

	選挙管理委員会 (公職選挙法)	教育委員会 (教育基本法) ※ 1, 2	経費	教育効果 (桜井の予想)
選挙公報	◎	◎	◎	○

マニフェスト	×	選挙期間中に学校が配る×	○	◎
		生徒が自ら入手○・期間外？		

※1 議会質問の後に発出された総務省と文科省による補助教材の学習指導案では、選挙公報は「有用な資料」として想定されています。

※2 同補助教材では、「冊子状の公約集」(マニフェスト)を「選挙期間中」に「学校が配布する」ことは公職選挙法違反のおそれがあるとしていますが、「公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある。」としています。また、選挙運動期間外では「直ちに規制されるものではない」としています。

ただし、いずれの場合も教育基本法を踏まえた政治的中立性が求められます。

【子育て支援施策の充実】

※ 現行制度において保育所や幼稚園で多子世帯が抱える保育料等の課題を指摘し、解決方法を提案しました。財源等の課題を踏まえ、今後も知恵を絞って、改善を求めて参ります！

対象	現行制度	課題	提案	予算等の答弁
多子世帯の保育料への支援施策 (第2子半額、第3子無料)	保育所 第1子から第3子までが未就学児童で入所	6年間に3人の対象児童がそろうことを支援の要件としている	対象者を3年間分拡充	2億7千万円必要(当局試算)
	幼稚園 第1子が小学校4年生まで、第2子・第3子が就園の場合対象			
保育所の保育料	<ul style="list-style-type: none"> 算定基礎が所得税から市民税へと変更 みなし年少 	本年4月以降に、第3子が新規に入園した場合、保育料が	負担増となる個別ケースに対する、千葉市独自の経過措	<ul style="list-style-type: none"> 本年3月31日以前からの利用者については、卒園まで

	扶養控除の適用が廃止	増額となるケースがある	置を継続	経過措置を実施済み。 ・負担増となる新規入園者の規模が不明
幼稚園の 保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・入園料全額保護者負担 ・毎月の保育料全額保護者負担 ・2月末に補助金一括支給 	2月末まで全額保護者負担（特に多子世帯に負担重）	<ul style="list-style-type: none"> ・就園奨励費の年2回払い。 ・または就園奨励費を市が立て替えることによる, 毎月の保護者負担分の減額（最初に清算した差額分のみの保護者負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就園奨励費は約19億円 ・1万4千人以上の大規模な支給対象者 ・各保護者への振込み対応 ・幼稚園の事務負担

【その他】

- ・避難所運営委員会がない状態での避難所運営の在り方を指摘

（実際に避難所となった小学校では、日頃の不審者対策と、避難勧告発令時の避難者対応との両方が同時に求められる事態があり、例えば、校門の開閉についての判断等の課題が残りました。）

- ・未成年者（の健全育成）、高齢者、女性等の多様な市民参加の選挙を可能にするために、また選挙費用削減の意味からも、深夜の開票速報を検討し直すべきとの考えから、東京23区の一部で既に実施している「翌日」開票を提案
- ・投票事務に従事した千葉市役所の職員に対し、手当ではなく振替休日に対応することによる選挙費用削減を提案
- ・千葉市内の密集住宅市街地13地区へ配布した助成事業案内のリーフレットへの反応を確認